各種証明

住民票・戸籍謄本・各種証明書などの手数料および交付手続

問 市民生活部市民課、各総合支所市民生活課、各出張所

本人確認の実施

交付申請する場合は、本人確認を実施しています。本人確認のため、住基カード、運転免許証、健康保険証などの身分証明書が必要です。

また、住民票の写しや戸籍謄本・抄本などを代理で交付申請する場合は、本人からの委任状が必要です。

印鑑登録証の交換

現在の印鑑登録証はそのまま利用できますが、随時大崎市の印鑑登録証と交換します。

なお、大崎市の印鑑登録証との交換は、お手数をおかけしますが、現在登録している本庁および各総合支所で行うことになります。交換する場合は、必ず現在の印鑑登録証をご持参ください。

❑各種証明手数料

種　別	手数料
住民票写しの証明	1 通（同一世帯 4 人まで） 250 円 1 人増すごとに 50 円加算
住民票記載事項証明	
住民票広域交付	
住民基本台帳の閲覧	1 世帯 300 円
住民基本台帳カード交付・再交付	1 件　500 円
戸籍附票写しの証明	1 通　250 円
身分証明	1 通　250 円
印鑑登録証交付	1 件　300 円
印鑑登録証明書交付	1 通　250 円
戸籍謄本・抄本交付	1 通　450 円
戸籍記載事項証明	1 通　350 円
除籍謄本・抄本交付	1 通　750 円
除籍記載事項証明	1 件　450 円
戸籍届受理証明（一般）	1 通　350 円
戸籍届受理証明（特別様式）	1 通　1,400 円
戸籍届出書類閲覧	1 件　350 円
外国人登録に関する証明	1 通　250 円
その他の証明	1 通　250 円
埋火葬許可証写し	1 通　250 円
改葬許可証交付	1 通　250 円
自動車臨時運転許可証	1 件　750 円
行政証明	1 通　250 円
コピー代	1 枚　10 円

国民年金

特例・優遇制度などの活用を！

問 学生特例：市民課・各総合支所市民生活課
前納制度：社会保険事務所 ☎㉓1200

国民年金保険料をまとめて納めると大変お得です

平成十八年度国民年金保険料は、一か月一三、八六〇円になります。

保険料の納め忘れがないようにするために、前納制度のご利用をお勧めします。この制度は、一年分や六か月分の保険料を現金（納付書）でまとめて納める方法です。しかも割引が受けられるので大変お得です。

◆一年分前納した場合（四月中）

毎月納付した場合（一年分の保険料）は一六六、三二〇円になります。前納した場合は一六三、三七〇円となり、二、九五〇円が割引されます。

◆六か月分前納した場合

毎月納付した場合（六か月の保険料）は八三、一六〇円になります。前納した場合は八二、四八〇円となり、六八〇円が割引されます。

また、毎月納付の場合でも口座振替早割り制度（翌月末で振り替えするのを当月前で振り替え）を利用すると保険料が毎月五〇円割引になります。

学生の皆さん！学生納付特例制度をご存知ですか

学生の皆さんも二十歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めることになります。本人の前年の所得が百十八万円以下であれば保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例制度が承認された期間中に事故や病気で障害が残った場合には、障害基礎年金が受けられます。また、将来の老齢基礎年金についても受給資格期間に算定されます。しかし、老齢基礎年金の額を計算する際には特例期間中の未納分は算定されませんので、卒業したら忘れずに納めることをお勧めします。

なお、申請が遅れた場合、万が一障害を負ってしまったときなどに年金が支給されない場合がありますので、申請はできるだけ早めに行ってください。

各種税証明等

資産・所得・納税証明書などの手数料および交付手続

問 企画財政部納税課、市民生活部市民課、各総合支所税務課

❑各種税証明手数料

種　別			手数料	備　考
課税証明	市・県民税	所得証明	1 人 1 年度につき　250 円	減免申請等の所定様式による証明は 1 件 250 円
		住民税決定証明		
		課税証明（法人）	1 事業年度につき　250 円	
		非課税証明	1 人 1 年度につき　250 円	
	固定資産税	公課証明	1 枚（5 筆）につき　250 円	1 筆増すごとに 50 円加算
		課税証明	1 枚につき　250 円	
納税証明		納税証明（市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）	1 人 1 年度につき　250 円	
		納税証明（法人用）	1 件につき　250 円	
		軽自動車税納税証明（継続検査用）	無料	
資産証明		固定資産課税台帳登録事項証明	1 枚（5 筆）につき　250 円	1 筆増すごとに 50 円加算
		資産証明		
		住宅用家屋の証明	1 件につき　1,300 円	
その他の証明		所在証明	1 枚につき　250 円	
		狩猟者登録免許税に係る証明		
		農耕用機械所有証明		
その他		固定資産価格決定通知書	無料	
閲覧		固定資産課税台帳	1 件につき　300 円	
		地籍図（公図）		
		市・県民税申告書	1 人 1 年度につき　300 円	

◉申請する場合は、本人確認できるもの（住基カード、運転免許証など）をご持参ください。
◉資産、所得、納税などの証明を同一世帯以外の人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。ただし、資産に関する証明は、本人以外の人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
◉証明内容によっては、台帳での確認が必要となる場合もあり、時間に余裕を持って来てください。
※市民便利帳に掲載された車庫証明については、自動車の保管場所の確保等に関する法律による「定める区域」に指定されていないため車庫証明の発行はいたしません。

固定資産

固定資産課税台帳などの縦覧および閲覧

問 企画財政部資産税課、各総合支所税務課

固定資産課税台帳の縦覧および閲覧が始まります。土地または家屋を持っている納税者は、本人が所有している固定資産以外の土地や家屋に係る価格との比較を通じて、価格が適正かどうか確認することができます。

また、本年度は三年に一回の評価替えの年でもありますので、自分の土地や家屋の価格をぜひご確認ください。

場所　市役所企画財政部資産税課（本庁舎二階）、各総合支所税務課

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間　四月三日(月)～五月三十一日(水)（土・日・祝日は除く）午前八時三十分～五時十五分

対象　土地・家屋を持っている納税者

内容　土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

持参する物　固定資産税納入通知書または課税明細書（前年度分でも可）、免許証などの公的なもので本人が確認できるもの

※代理人の場合は、自筆の委任状、法人は代表者からの委任状を持参してください。

固定資産課税台帳の閲覧

期間　通年（土・日・祝日を除く）午前八時三十分～五時十五分

対象　①土地や家屋、償却資産を持っている人②借地人、借家人など有償契約している人

持参する物　▼資産を持っている人　固定資産税納入通知書または課税明細書（前年度分でも可）、免許証などの公的なもので本人が確認できるもの　▼有償契約をしている人　免許証などの公的なもので本人が確認できるもの、契約書

※なお、地方税法第三百五十六条の規定により、固定資産税の賦課期日は、一月一日となっていることから、縦覧・閲覧・問い合わせなどは、古川地域以外の人は各総合支所へお願いします。